

記録

令和5年1月16日
14:00~16:00

令和4年度 第1回 道明寺南小学校 学校運営協議会

1. はじめに【省略】

- ・教育長より
- ・事務局の紹介

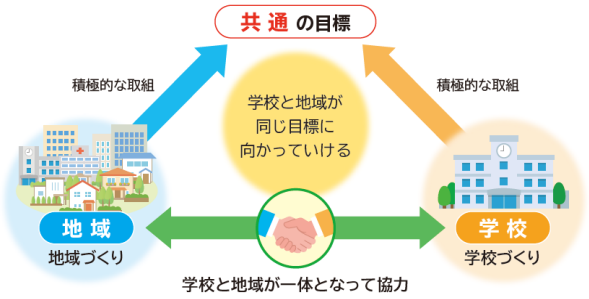
2. 任命式【省略】

3. 委員の紹介【省略】

4. 学校運営協議会の説明及び規則について【教育委員会より】

(1) コミュニティ・スクールとは

学校と保護者や地域が、共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら、子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みをいう。コミュニティ・スクールでは、学校運営の地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めることができる。



(2) 学校運営協議会の役割

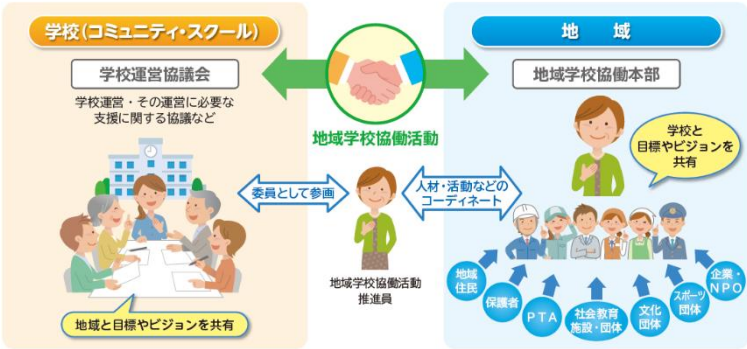
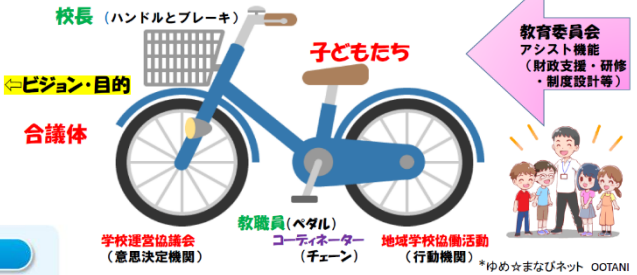
- ①校長が作成する学校運営の基本方針の承認をする。
- ②学校運営について、教育委員会または校長に意見を述べるができる。
- ③教職員の任用に関して教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる。

(3) 学校運営協議会と地域学校協働本部について

コミュニティ・スクールをより進めていくために、学校運営協議会と地域学校協働本部が連携することで、地域学校協働活動を効果的に取り組むことができる。地域学校協働活動推進員が、コーディネーター役として、つなぐ役割を果たす。

コミュニティ・スクールは GO⇒LET'S

学校運営協議会と地域学校協働活動との一体的推進で！



(4) 藤井寺市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則【資料】参照

5. 学校運営協議会

(1) 組織・役割分担について【教育委員会 → 進行:副会長】

教育委員会より、初めに組織の役割分担について確認。規則に則り、互選により会長・副会長、および議事録を作成する担当を選出。

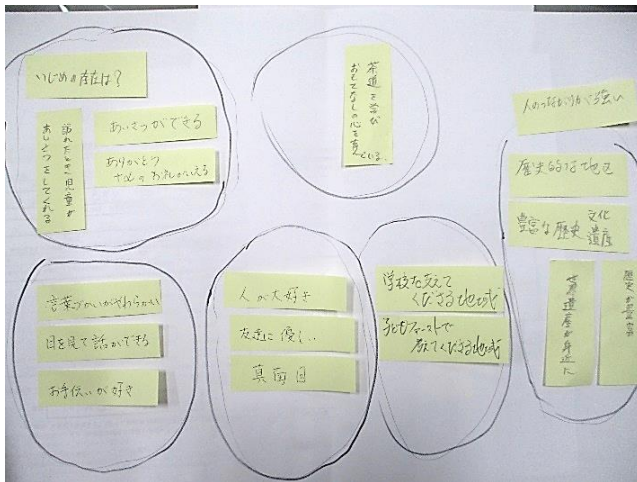
- 三者決定 これよりのち副会長が進行
- 会長挨拶

(2) 学校運営の基本方針について(学校長より)【資料2参照】

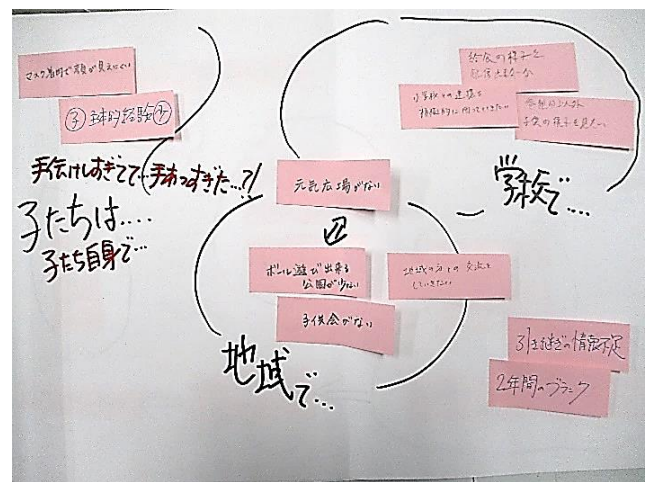
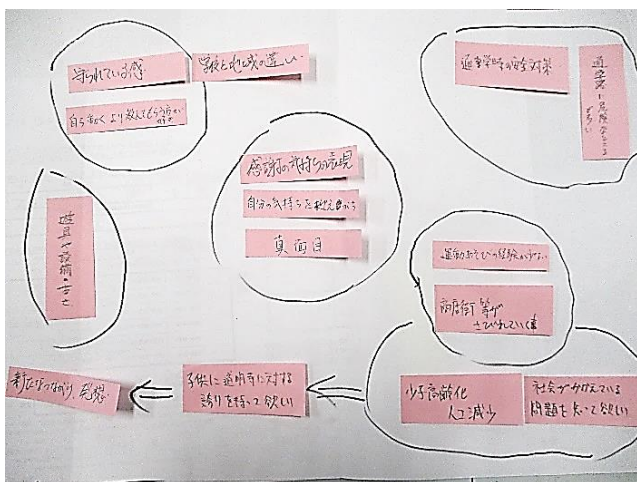
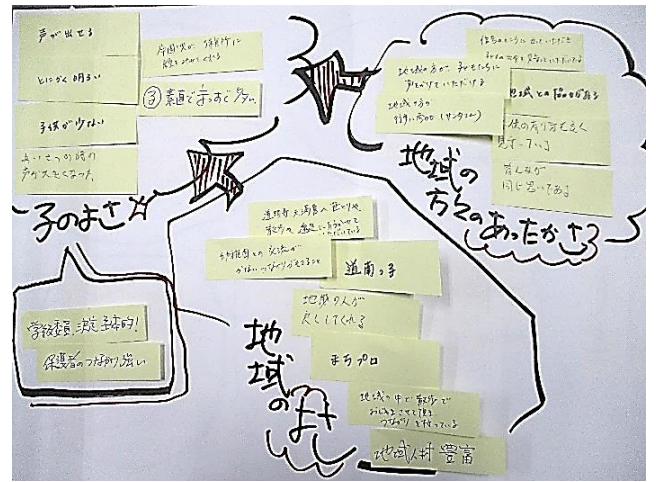
(3) 協議・ご意見

学校の子どもの様子や道明寺南小学校区の地域で、良いところや課題と捉えていることなどを出し合う。赤色の付箋に課題を、黄色の付箋に良いところを各々で書いて、後にABグループごとに分かれて協議。今日は、良さや課題をできる限り出し合い、次回に具体的な取組みについて考えていきたい。

【Aグループ】



【Bグループ】



〈課題〉 ・子どもたちは自ら動くより教えてもらう方が好き。主体的な活動の経験が減った。マスクで表情も見えにくい影響が心配。

- ・子ども会がない、なくなっている。少子高齢化、人口減少の影響。
- ・通学路の危険が多い、安全対策。ボール遊びできる公園が少ない。遊具や設備の古さ。
- ・コロナ禍による空白。色々な経験の引継ぎの問題。

〈良い所〉 ・子どもたちが素直。挨拶ができる子が多い。

- ・歴史的な地区。世界遺産が身近に。豊富な歴史、文化遺産に恵まれている。茶道の学び。



- ・人のつながりが強い。地域の方がよく子どもに声をかけてくれる。子どものあり方をよく見守ってくれている。皆が同じ思いである。地域の協力がある。

良いところはこれからも大切に考え、さらに伸ばしていけたらと考えている。また課題に対して、どうしたら解決し、その為にどんなことができるか、ご意見を伺いたい。



- ・やはり子どもたちに、道明寺に対する誇りを持ってほしい。
- ・みんな地域の人は、何かできないかと考えてくれている人が多い。
- ・今日は色々意見を出し合った。課題の解決に優先順位をつけるなりして、ピックアップしていった重要なものからどんどん手を打っていくのもいいかなと思う。
- ・昔からこの道明寺南って、子どもは宝物だという共通の思いで育ててきた地域のイメージが強い。ただそこだけが残っていて、人が入れ替わり、家族構成も仕事のあり方も変わってきているので、できることやできないことも考えないといけないが…。



・この会議の意味合いを、やっぱり大きくできればいいなと。せっかくなので、具体的にかたちにしていきたい。机上の話で終わるのではなく、この場でいろんな方々の思いを受けながらやりたい。

…次回までに、良い所や課題について優先順位をつけつつ、
何か具体的に取り組んでいくことを確認

・個人的には、今子どもたちに遊び場がないので、以前やっていた「げんき広場」とか、またできないかと。コミュニティスクールになった

たからこそ、ちょっとずつでも、何か子どもにしてあげられないか。

- ・コロナで止まってしまったけれど、以前はPTAが呼びかけて、見守って下さる方や地域の方にも登録いただいて…というふうに進めてたと思う。でも人がいない、以前を知ってる人がどんどんいなくなっている。区長さんにお声かけ頂いて昔遊びのブース作ったりとか、ちょっと勉強教えていただけの方を呼んで、宿題を見てもらったりとか…。
- ・4月までに何かお声掛けして、集めた人で具体的に動かせないか。一旦考えて…の繰り返しになると何もできない。
- ・推進協議会で勉強したいことを共有して、実際に実働として協働本部として動いていく具体的な活動として「げんき広場」を進めてみてはどうか。課題の中にも遊びの経験が少ないというのもあったことだし…。

…ではとりあえず、この件(げんき広場)はすすめていくということで決定

- ・ハード面での活動は実際、子どもたちが活動できるのでいいかと思うが、それと並行してソフト面での課題解決の取組みも進めたいと思う。改善したい課題としては、AグループもBグループも改善したい課題というところで「主体性」というニュアンスがあったんじゃないかと…。
- ・学校の教育の中で取り組んでいくというのも一つの柱だが、地域の中でその主体性を育てる取組みは難しいから、学校の中に来てもらうとか、一つそれはありかなとは思っている。具体的には思いつかないのだが…。子どもたちが地域に出て、自分から何か仕掛けていくっていう取組みもあるかと思う。
- ・せっかくこのメンバーで共通する課題を見つけられたので、地域の宝物としてどう育てるの?どうみんなで声掛けしていったらいいのか?とかを共有するのもいいのかなと。
- ・立ち位置はともかく、一回二回では無理かもしれないけど、せっかくこのメンバーなので何でも話せるような会になっていったらいい。このご時世なので、子どもたちに何かしようとする安全や責任とかがついてきて、絶対に前に進まない。「主体性」というと、子どもたちがいっぱい遊びたかったら、子どもたちがルールを決めたらどうか。普通の公園にも誰も大人はつかないわけだし。
- ・子どもたちが主体性をもって、自分らで来て、ルール守って、道具片付けて自分等で帰る…保護者

とか我々がこうやって考えてしまうのではなくて、子どもに考えさせるということも、一つのいい手段かもしれない。

- ・学校のグラウンドへ、いろんな方が縛られずにみかん食べたりお茶飲んだり、もしかしたらお年寄りの方がゲートボールしている横で子どもたちが遊んでいるようなことが当たり前になって…。
 - ・ただそのために、学校や先生方がまたその管理をするとなると、また仕事が増えてしまうことになる。そのあたりは親御さんにも理解してもらったり、親御さんだけでなく地域の方々にも協力してもらったりしないとなかなか進まない。
 - ・怪我したり失敗したりしても、自分の責任だと言い切ってしまうてはいけないかもしれないけど、そういうことも勉強だと。子どもたちで会議をさせる。それを我々が見守って。もしかしたら親御さんや地域の方が話す方が話入るかもわからないし、先生たちも見に来た時に、例えば小さい子の面倒をよく見ている様子を見たら、次の日の声掛けも変わってくるかもしれない。
 - ・まあ子どもが欲しくもないのに与えてもしょうがないところもあるので、今子どもがやりたいというのが条件。そのことも考えつつ、責任とか課題もあるが、検討したことを進めていきたい。
- …今日の話を受けて、進めていけるところはそれぞれでまず検討。

今回は、具体的に取り組めることをテーマにすることを確認し、開催日を決定

6. 事務連絡

- ・次回の予定 令和5年2月20日(月曜日) 13:30 ~

7. おわりに【省略】

○藤井寺市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

令和4年1月28日教育委員会規則第1号

藤井寺市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の藤井寺市立小学校及び中学校（以下「市立学校」という。）への設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の目的)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、藤井寺市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び藤井寺市立学校長（以下「校長」という。）の権限と責任の下、保護者及び地域住民等による学校運営への参画、支援及び協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

(設置)

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する市立学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の市立学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の市立学校について1の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する市立学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育課程の編成に関すること。
- (2) 学校経営計画に関すること。
- (3) 組織編成に関すること。
- (4) 学校予算の編成及び執行に関すること。
- (5) 施設管理及び施設設備等の整備に関すること。

2 対象学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第5条 協議会は、対象学校の運営に関して、教育委員会又は当該対象学校の校長に対して、書面にて意見を述べることができる。ただし、委員個人としての意見を述べることはできない。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会に対して書面にて意見を述べるができる。ただし、当該職員が府費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員をいう。）であるときは、教育委員会を經由して大阪府教育委員会に対して意見を述べるものとする。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度3回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

2 協議会は、前項の評価を行うため、年度当初に評価項目を会議で決定し、教育委員会に提示、説明し、評価項目について承認を得るものとする。

3 協議会は、前項の評価項目の達成状況を確認するために、学期ごとに対象学校の授業参観を行い、参観後の会議において評価を行い、その結果を速やかに教育委員会に提示し、評価理由につい

て説明するものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第7条 協議会は、対象学校の運営について、保護者及び地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう、努めなければならない。

2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を、保護者及び地域住民等に積極的に提供するよう努めなければならない。

(1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する児童生徒の保護者等の理解を深めること。

(2) 対象学校と前号に規定する者との連携及び協力の推進に資すること。

(組織)

第8条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 協議会の委員(以下「委員」という。)は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

(1) 保護者

(2) 地域住民

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 対象学校の校長

(5) 学識経験者

(6) 関係行政機関の職員

(7) 地域コーディネーター

(8) その他教育委員会が適当と認める者

3 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の規定による委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

4 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は、速やかに新たな委員を任命するものとする。

5 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職の職員とする。

(任期)

第9条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前条第4項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務等)

第10条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) その他、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(報酬)

第11条 委員の報酬は、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和34年藤井寺市条例第17号)の定めるところによる。

(会長及び副会長)

第12条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により、選出する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第13条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が開催日前に議案を示して招集し、その議長となる。ただし、緊急を要する場合には、この限りでない。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（会議の公開）

第14条 会議は、特別の事情がない限り公開とする。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

4 会長は、傍聴人に、進行を妨げる行為があった場合は、傍聴を中止させることができる。

（議事録の提出）

第15条 協議会は、会議を行った際は、会議の議事録を会議終了後、2週間以内に教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の議事録の提出が遅れる場合は、その理由を教育委員会に報告しなければならない。

（研修等）

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会及び委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

（協議会の適正な運営を確保するために必要な措置）

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行う。

2 協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると教育委員会が認める場合には、当該協議会の適正な運営を確保するため、教育委員会の指導のもと、臨時で協議会を開催し、対象学校の運営に支障が生じないよう改善を図るなど、教育委員会は、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

3 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

（委員の解任）

第18条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

（1）本人から辞任の申出があった場合

（2）委員が、第10条の規定に違反した場合。この場合において、教育委員会は、違反した行為内容を確認し、事実認定を行うものとする。

（3）第16条の研修等を正当な理由がなく受講しない場合

（4）その他解任に相当する事由があると認められる場合

2 対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

（庶務）

第19条 協議会の庶務は、学校運営協議会において行う。

（委任）

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年度 道明寺南小学校重点教育課題

校長 阪上 光浩

学校教育目標

「豊かな人間性をもち、たくましく生きる力を身につけた子どもの育成」
 <めざす子ども像> 考える子 がんばる子 やさしい子 健康な子

学校経営目標

『子どもが輝く学校』
 “一人ひとりが大切にされ、子どもの力を引き出し伸ばす学校”をつくる”

- 児童の未来を見据え、創意と活気に満ちたチームとしての学校
- 多様な学び、主体的な学び、個別最適な学び、協働的な学びができる学校
- 安心・安全で誰一人取り残すことのない児童が主役の学校
- 家庭・地域に信頼され、ともに学びを創る学校
- 緊急事態に対応し、学びを保障する学校

令和4年度 道明寺南小学校 重点教育課題

[1] 児童の未来を見据えた、創意と活気に満ちたチームとしての学校

～子どもたちが、行きたい・学びたいと思える学校～

- (1) 居心地がよく気軽に話せる職員室に
 - ⇒ 日常的なOJT 同僚性
 - ⇒ 専門性に基づくチーム体制
- (2) 課題解決型学校へ
 - ⇒ 変えるべき点と変えてはならない点は…常に検証する。
 - ⇒ すべての教育活動について PDCA サイクルの中で展開し、事柄ごとの進捗状況・検証を行う。
- (3) 教員力を磨く
 - ⇒ 授業力・人権感覚・人権意識を高める。
 - ⇒ OJT の日常化、同僚性・協働性を高める。教職員が互いに学び合い育ちあう同僚性を高める。
- (4) 校内研究の充実
 - ⇒ 「教え」の教育から「学び」の教育へ 子どもの学びを支える伴走者
 - ⇒ 子どもが主役の授業改善…授業観察をオープンに。
 - ⇒ 不定期に実技講習会等を実施する。

[2] 多様な学び、主体的な学び、個別最適な学び、協働的な学びができる学校

- (1) 確かな学びの実現
 - ⇒ 社会の中で生きてはたらく「知識・技能」
 - 未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力」
 - 学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」
- の3観点を踏まえた学習指導…課題探求型の授業
- ⇒ 主体的・対話的で深い学びの実現
 - 主体的な学び…見通しをもって粘り強く取り組み、学習活動を振り返り次につなげる。

対話的な学び・・・子どもどうしの協働、対話を手掛かりに考えることで、自分の考えを深める。
深い学び・・・知識を相互に関連付け、より深く理解し、問題を見出し解決策を考え、新たに創造する。

(2) カリキュラムマネジメントの確立

教科横断的な視点 教科や学年を超えたマネジメント

(3) 社会に開かれた教育課程

⇒ 探究的な学習の重視 総合的な学習

⇒ 学力・学習状況調査の結果活用 全国調査、すくすくテスト、学校独自の調査等

(4) 個別最適な学び、協働的な学びの実現

⇒ 児童の成長・つまずきの把握と理解

⇒ 孤立した学びではなく協働的な学びへ

(5) ICT 教育の充実・・・これまでの実践とICTの効果的な活用

⇒ ツール(文房具)としての ICT

⇒ 機器を活用した授業改善

⇒ 不登校や病気療養の児童への支援

⇒ プログラミング教育の充実(各教科でのプログラミング的思考)

⇒ 情報モラル教育、いじめにつながる使い方についての指導

(6) 保幼小中連携・小中一貫教育

⇒ 学校種間の連携 遊びを通じた学び

⇒ 高学年からの教科担任制を見通して 音楽・理科・外国語等

(7) 配慮が必要な児童の支援

⇒ ともに学び、ともに育つ 合理的な配慮

⇒ 支援教育は全教職員で

⇒ 教育相談の充実 リーディング・スタッフの活用

支援教育コーディネーターを中核にしたユニバーサルデザイン

(8) 外国語(英語)教育の充実

⇒ 外国語(英語)専科指導との連携

⇒ 英語で自分の気持ちや考えを伝えあう基礎的な力の育成 即興的な言語活動

(9) 読書活動の推進

⇒ 学校図書館司書・学校事務職員との連携

⇒ 学校図書館を教材の宝庫に・・・読書、学習、情報のセンター機能

⇒ 言語能力・情報活用能力・問題発見解決能力の育成

[3] 安心・安全で誰一人取り残すことのない児童が主役の学校

～すべての子どもが大切にされ、誰一人取り残されない学校～

(1) 教育活動全体を通して道徳教育の充実を図る

⇒ マナー・モラル・ルールを守る子どもを育てる

(2) 児童にとって信頼される教員

⇒ カウンセリングマインドをもって一人ひとりを大切に

⇒ いじめ・不登校「0」をめざして いじめは重大な人権侵害 学校いじめ防止基本方針

インターネット上の差別・いじめ 学校が安心して過ごせる居場所となるように

(3) 命を守る教育の充実

⇒ 交通安全教育、防災教育の推進・・・自らの命を守るための行動 危機管理マニュアルの共通理解

⇒ 望ましい生活習慣の確立、食育の推進、アレルギー対応

ICT機器の使用による健康の関わり

⇒心の保健指導の充実

⇒体力づくりの推進、体育授業の充実、熱中症対策 体育授業時の配慮(マスク着用)

(4)一人ひとりを大切にする学校

⇒子どもの居場所・活躍の場所がある学校

⇒わかる・できる喜び、学びの意義を実感できる授業 「無いと困る支援」は「有効な支援」

⇒不登校ゼロの取組み 背景は? 保護者の思いは? 学校の対応は?

⇒貧困・虐待・ヤングケアラーが疑われる子どもへの対応 児童の些細な変化も見逃さない

⇒日本語指導が必要な児童への支援

(5)「ともに学び、ともに育つ教育」の実現

⇒集団作りの工夫

⇒通常の学級・支援学級・通級指導教室の連携 支援教育はすべての教職員で行う。

ユニバーサルデザインによる教育の確立。

⇒人権教育の観点をすべての教育活動に位置付け

様々な人権問題の解決をめざした教育の総合的な推進 差別を見抜き、差別をなくす主体者を育てる
性的マイノリティと思われる子どもへの対応 ジェンダー平等

⇒いじめ問題の早期発見・早期解決 「学校いじめ防止基本方針」の共通理解と一体化した対応

アンケート調査・個人ノート等からの気づき 組織的な対応

(6)安心・安全が確保された学校

⇒感染症対策の継続・・・新しい生活様式、児童の意識の向上

⇒新型コロナウイルスに関する不安や悩みの払拭

[4] 家庭・地域に信頼され、ともに学びを創る学校

(1)コミュニティ・スクールのモデル校としての研究

⇒家庭や地域との教育課程の共有

⇒外部評価をもとにした教育力の向上

⇒保護者・地域との協働による教育活動の展開

(2)「社会に開かれた学校」

⇒情報・教育・経営・施設を開く

⇒地域から保護される学校から地域へ積極的に参画する学校へ

⇒相談窓口の周知、発信の窓口の役割

(3)学校協議会および地域教育推進連絡会との連携

⇒教育活動への理解と評価・意見の収集・検証

(4)保護者・地域への発信

⇒学校 HP・学校だより・学年だよりの充実

[5]緊急事態に対応し、学びを保障する学校

(1)新型コロナウイルス対応

⇒感染予防対応 差別や偏見いじめを起こさない集団づくり

⇒緊急時(学年閉鎖・臨時休業)に備えた学びの保障準備

(2)自然災害に対する対応

⇒避難訓練 保護者引き渡し

⇒避難施設としての学校施設の開放

⇒臨時休業中の学習保障